

公益社団法人日本矯正歯科学会ロゴマーク使用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本矯正歯科学会(以下「学会」という)のロゴマーク使用に関し、使用者が遵守すべきルールその他必要な事項を定めるものである。

(ロゴマークの位置づけ)

第2条 ロゴマークは、使用者がこれを表示することにより、学会定款第3条「歯科矯正学に関する学理及びその臨床応用についての研究発表、知識の交換、国内外の関連学会との連携協力等に関する事業を行い、歯科矯正学の進歩普及、学術の発展ならびに国民の口腔衛生の向上に寄与すること」に賛同し、その事業活動を積極的に推進・応援するという意思を表明するものであり、特定の研究成果・物品および企業・団体の活動内容を保障するものではない。

2. ロゴマークに関する一切の権利は、学会に帰属する。

(使用の範囲)

第3条 ロゴマークは、以下の各号に掲げるものに使用できるものとする。

- (1) 学会および地区学会・協力団体等が行う学会活動における使用。
- (2) 学会が共催又は協賛、後援等で参加する、関連諸団体の主催するイベント等の広報活動(ウェブサイト、ポスターその他の印刷物など)における使用。
- (3) 会員の研究・教育等の活動における使用。

(使用申請・許可)

第4条 前条によるロゴマークの使用については、使用申請は不要とする。

2. 前条各号によらない用途にロゴマークを使用しようとする者は、使用許可に関する申請書類を学会に提出する。使用許可に関する申請様式は、別に定める。

3. 学会は前項で申請があった場合は、理事長判断にて適切と認められるものにロゴマークの使用を許可する。

(使用者の責務)

第5条 ロゴマークの使用に当たっては、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 学会定款第3条に適ったものに使用すること。
- (2) 許可された用途のみに使用すること。
- (3) ロゴマークを変形または変更して使用しないこと(ただし、ロゴマークを等倍率で拡大・縮小するという変更のみ可能)。

- (4) 使用の権利は第三者に譲渡・使用許諾等しないこと。
- (5) ロゴマークを使用する者は、ロゴマークと同一又は類似するマークについて、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。
- (6) ロゴマークの使用に関する学会の指示に速やかに従うこと。

(許可の取消)

第6条 ロゴマークの使用内容が、第3条による使用内容または使用許可申請内容と異なり、不適切と判断される場合は、当該使用者は直ちにその使用を中止しなければならない。学会はその使用を禁止または使用許可を取り消す事ができる。

(損害に対する責任)

第7条 ロゴマークの使用により問題等が発生した場合、当該使用者が当該問題等に対処し、その責任を負うものとし、学会はその原因の如何を問わず何らの責任を負わない。当該問題等の発生により学会が損害を被った場合には、学会は当該使用者に対し損害の賠償を求めることができる。
2.前項に規定する事態が生じた場合には、当該使用者は遅滞なくその内容を学会に報告しなければならない。

(事務)

第8条 ロゴマークに関する事務は、学会事務局において処理する。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、学会が別に定める。

附則

この規則は、2019年11月20日から施行する。